

随意契約理由書

件名	神戸市立葺合高等学校コンピュータシステム等借上げ
契約の相手方	富士通リース株式会社 神戸支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第6号
随意契約の理由	
<p>当該物品は、教職員や生徒の授業において経常的に使用しているものであり、上記業者と賃貸借契約を締結していたが、令和2年3月31日まで賃貸借契約を締結した。当該契約の機器・設備については、神戸市教育情報基盤サービス(KIIF)と一体で運用している。</p> <p>その後、次期教育情報基盤サービス(KIIF3)と高校共通学事システムに統合するため、令和2年12月31日まで追加で借上げを行った。</p> <p>令和2年12月31日に予定した切り替え時期が令和3年3月31日に伸びたため、今回3ヶ月間追加で借上げを行う。</p> <p>現行で利用しているコンピュータシステムを継続利用することで、競争入札に付し、新たに調達するよりも経済的に有利に使用することができる。</p> <p>以上のことから、上記業者との随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	教育委員会事務局 学校支援部 学校経営支援課 情報化推進係 (電話番号 986-0668)